

危険です ながらスマホで 踏むペダル ～自転車を安全に利用しよう～

◎道路交通法の改正

令和6年11月1日に改正道路交通法が一部施行となり、自転車の危険な行為である「**酒気帯び運転**」と「**携帯電話使用等**」の罰則が整備されました。

また、公布から2年以内には自転車違反に対する交通反則通告制度が適用されます。

◎自転車利用者の交通事故防止

自転車は、運転免許を必要とせず、こどもから高齢者まで幅広い年齢層に、多様な目的で利用されています。そのため、自転車利用者が交通ルールそのものを知らなかったり、たとえ知っていても**自転車に乗っているときは、ルールを守る意識が低くなる傾向にあるように思われます**。

自転車は「車両」であり、歩行者とは通行方法が違うことを理解してください。

また、**飲酒運転も禁止**されております。お酒を飲んだら、自転車には乗らないでください。



中村警察署
052-452-0110
岩塚交番



中村警察署HP

不法就労・不法滞在防止にご協力を！！

～ 事業主のみなさんへお願い ～

◇ 外国人を雇用する場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうかについて、旅券、在留カード、就労資格証明書（希望する外国人に交付される。）等を**コピーではなく実物**で在留資格、在留期間を確認してください。

◇ 留学生等については資格外活動の許可の有無、また、許可された活動内容も確認してください。

◇ 在留カードには、就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されていることから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。**外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者となることを知らなかったとしても、在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。**

以上の点に留意し、就労が認められていない外国人を決して雇わないようにしてください。



岩塚交番勤務員です。
交番に来所の際は、交番員又は交番相談員が対応します。
親切、丁寧な対応を心がけます。